

第 5 次

坂戸市行政改革大綱

行政改革後期アクションプラン

(平成 29 年度～平成 33 年度)

《 参加と協働による質の高い行政経営のまち 》



坂戸市イメージキャラクター「さかろん」

坂 戸 市

はじめに

本市では、平成24年度を初年度とする第5次行政改革大綱において、「第6次坂戸市総合振興計画」で掲げる将来都市像である「笑顔でつながり躍動のまち、さかど」の実現に向け、「参加と協働による質の高い行政経営のまち」を理念に据え、「市民と行政との協働体制の確立」、「効率的な自治体運営」、「市民満足度の向上」の基本方針の下、行政改革アクションプランを策定し、これまで一定の効果を上げてまいりました。

一方、市を取り巻く現状を見ますと、人口減少社会への対応や公共施設等の更新などの課題が山積する中で、これらに的確に対応するため、従来の削減効果に重点を置いた行政改革から、限られた財源や人的資源を効果的・効率的に活用し、行政サービスを低下させることなく行政需要へ対応する「適正化」という視点を加えた行政改革が必要となります。

今回、行政改革アクションプランの見直しでは、「第6次総合振興計画後期基本計画」との整合性を図りつつ、新たに「適正化」の視点を取組項目に加えた「行政改革後期アクションプラン」を策定しました。

今後におきましても、市民の皆さまとともに職員が一丸となり、行政改革に熱意を持って取り組み、質の高い行政経営を引き続き行い、「住んでみたいまち」、「住みたくなるまち」、「住み続けたいまち」であり続けるよう、邁進してまいります。

最後に、坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプランの策定に当たり、長期間、熱心にご審議いただきました坂戸市行政改革推進審議会委員の皆さまに、心より感謝申し上げます。

平成29年3月

坂戸市長 石川 清

目 次

I	第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクション プラン策定に至る経緯	1
II	坂戸市を取り巻く課題	1
1	人口減少社会	1
2	公共施設の老朽化	2
3	財政状況	4
4	地方行政改革の動向	8
III	行政改革大綱・アクションプラン策定の必要性	9
IV	第5次行政改革大綱の理念と基本方針	10
1	理念「参加と協働による質の高い行政経営のまち」	10
2	基本方針	11
	(1) 市民と行政との協働体制の確立	11
	(2) 効率的な自治体運営	12
	(3) 市民満足度の向上	13
V	改革推進の期間等	14
1	推進期間	14
2	推進方法	14
3	進行管理	14
	行政改革後期アクションプラン（平成29年～平成33年度）	15
	行政改革後期アクションプラン取組項目一覧表	16
	行政改革後期アクションプラン策定の基本的な考え方	17
1	市民と行政との協働体制の確立	19
2	効率的な自治体運営	23
3	市民満足度の向上	29
	参考資料	
1	第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定経過	35
2	坂戸市行政改革推進審議会開催経緯	36
3	坂戸市行政改革推進審議会条例	37
4	坂戸市行政改革推進審議会への諮問及び答申	39
5	坂戸市行政改革推進審議会委員名簿	45
6	坂戸市行政改革推進本部設置規定	46
7	地方行政サービス改革の推進に関する留意事項	49

I 第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定に至る経緯

本市の行政改革については、昭和56(1981)年、庁内に「行財政改革推進会議」を設けたことにはじまり、現在は平成24年度を始期とする第5次坂戸市行政改革大綱(以下「第5次大綱」という。)に定めた方針に基づき、それぞれの取組が行われ、一定の成果を上げてきました。

第5次大綱では、「参加と協働による質の高い行政経営のまち」を理念に、基本方針として①市民と行政との協働体制の確立、②効率的な自治体運営、③市民満足度の向上を定めるとともに、前期5年間の行政改革アクションプランに32項目の取組項目を定め、推進してきました。

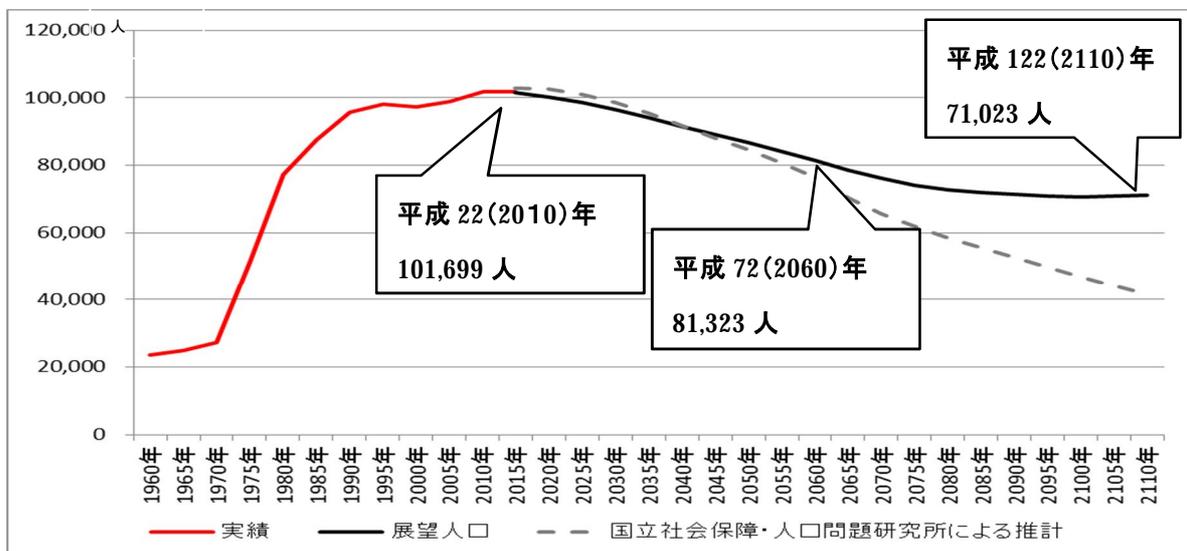
第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン(平成29(2017)年度～平成33(2021)年度)(以下「後期アクションプラン」という。)を定めるに当たり、これまでの取組の実績を確認するとともに、現状における本市を取り巻く環境や課題、財政状況、制度変化、他の計画との整合などを踏まえ、新たな取組項目を設定し、引き続き行政改革を力強く推進してまいります。

II 坂戸市を取り巻く課題

1 人口減少社会

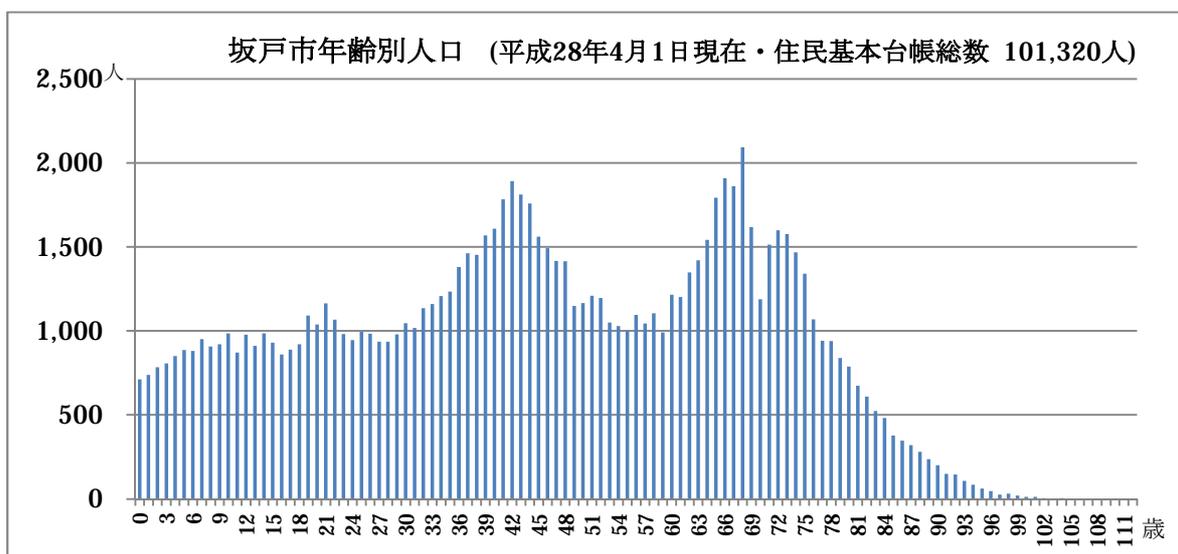
平成28(2016)年3月に定めた「坂戸市人口ビジョン」によると、平成22(2010)年人口101,699人を起点とした本市の展望人口は、平成32(2020)年には100,285人(▲1,414人)、平成42(2030)年には96,511人(▲5,188人)、平成52(2040)年には91,511人(▲10,188人)と大きく減少することが想定されています。

坂戸市の長期の人口推計(人)



人口の減少は、地域経済の脆弱化をもたらし、投資の減退や産業分野における担い手不足も拡大し、さらに、地域コミュニティの機能低下や地域文化の継承が危ぶまれるおそれがあります。また、地域別、年齢別にみると人口構成の偏りが存在し、高齢化は医療や介護など社会保障費を増大させ、一方では支える世代の減少による市税収入の落込みも同時に進行することとなります。現状のままで推移しますと、行政サービスや都市機能の維持が困難になることが懸念されます。

このため、本市ではこれらの状況を踏まえ、課題を整理し、出生数の増加、新たな雇用機会の創出及び定住を促進するための施策を効果的かつ重点的に展開することで、将来にわたり持続的に成長発展していく政策を計画的に実施していくため、平成 28(2016)年 3 月に「坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取組を進めていくこととしています。



2 公共施設の老朽化

本市では、公共施設やインフラの一元的な管理を行い、適切な点検・診断を通じ、公共サービスの維持・向上、コストの削減、安全の確保と長寿命化等を目指し、平成 27(2015)年 4 月に「坂戸市公共施設等マネジメント計画」(以下「マネジメント計画」という。)を策定しました。急激な都市化に対応するため、1970年代に多くの公共施設が建設され、いま、それらが一斉に更新時期を迎える問題が顕在化しました。

これらの施設は、市民の生活に直接関わるものであり、保有総量を減らすことが難しい施設でもありますが、改修や更新には膨大な経費と労力を費やすことが考えられ、現実には対応の困難さが予想されます。このことから、マネジメント

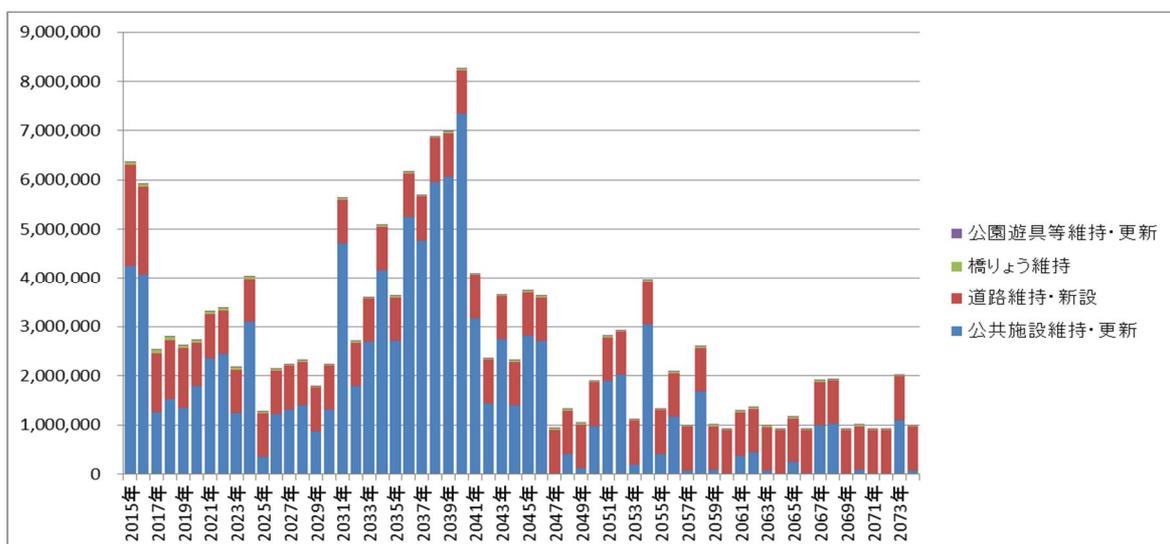
計画では改修、更新、整備及び統廃合について総合的な方針を立てて進めることとしています。

具体的には、

- ① サービスの機能の維持・向上を図りつつ、統廃合や減築により建物数・面積を最適化する。
- ② 施設の長寿命化手法を積極的に取り入れる。
- ③ 建物更新時には、小中学校、公民館及び地域交流センターを中心に施設の複合化を検討する。
- ④ 市民に公平なサービスが提供できるよう市民ニーズ、地域の人口、交通の利便性及び関係法令などの諸条件の変化に応じて施設のあり方を見直す。
- ⑤ 利用方法等を工夫するなど、運営コストを削減する。
- ⑥ PPP/PFI¹など民間活力の導入を検討する。

とし、今後、30年間で平成26(2014)年と比較して、施設棟数を25%削減(261棟⇒196棟程度)、延床面積を20%削減(224,830㎡⇒179,900㎡程度)することとしています。公共施設は、市民全員の負担で運営している施設であり、財産でもあります。今後公共施設のあり方や改善策については、市民と問題意識を共有しながら進めていくこととなります。

公共施設・インフラの改修・更新費用推計(単位:千円)

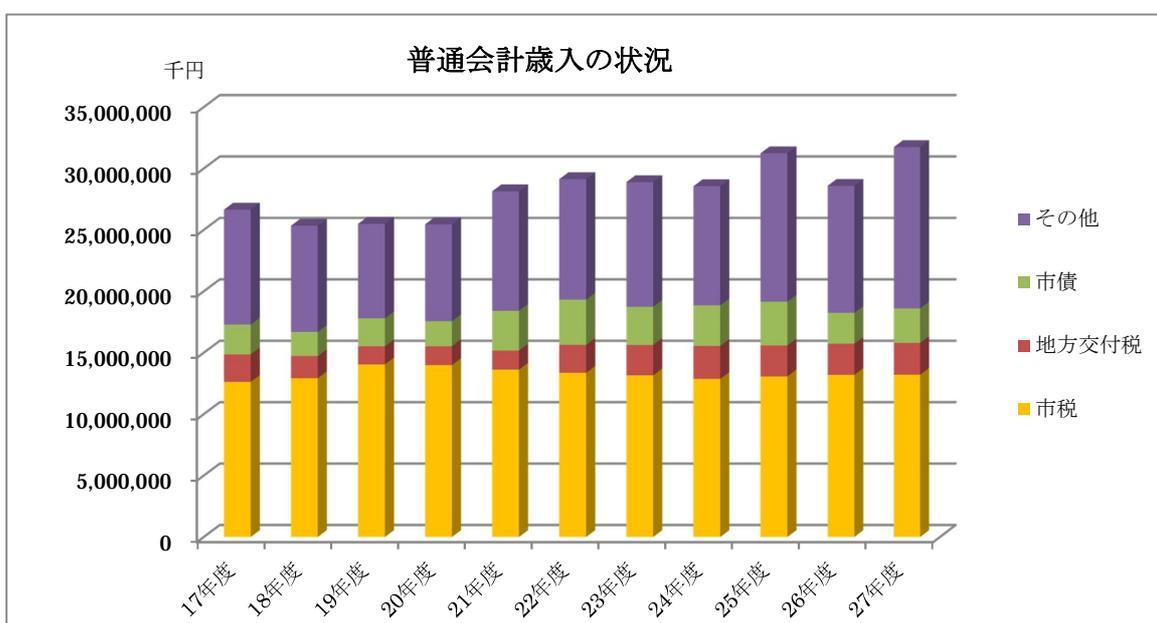


¹【PPP/PFI】 PPP(Public Private Partnership)は、公共サービスに市場メカニズムを導入することを旨に、サービスの属性に応じて民間委託、PFI、独立行政法人化、民間化等の方策を通じて、公共サービスの効率化を図ること。PFI(Private Finance Initiative)は、公共サービス(公共施設等の建設、維持管理、運営等)に民間の資金、経営能力及び技術的能力を導入し、国や地方公共団体が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法。

3 財政状況

(1) 歳入

歳入の根幹をなす市税収入については、普通会計²決算額では平成 21(2009)年度以降は歳入総額の 5 割を下回り、平成 27(2015)年度決算では 41.6%でした。市税総額はほぼ横ばい状態が続いていますが、平成 27(2015)年度における人口一人当たり税収では県下 40 市中 33 位となっているほか、平成 27(2015)年度における徴収率も 93.2%と県下 40 市中 34 位となっており、税収確保策と更なる徴収対策が求められています。また、その他の財源として、有料広告収入やまちづくり応援寄附金等の歳入の拡充も必要とされています。

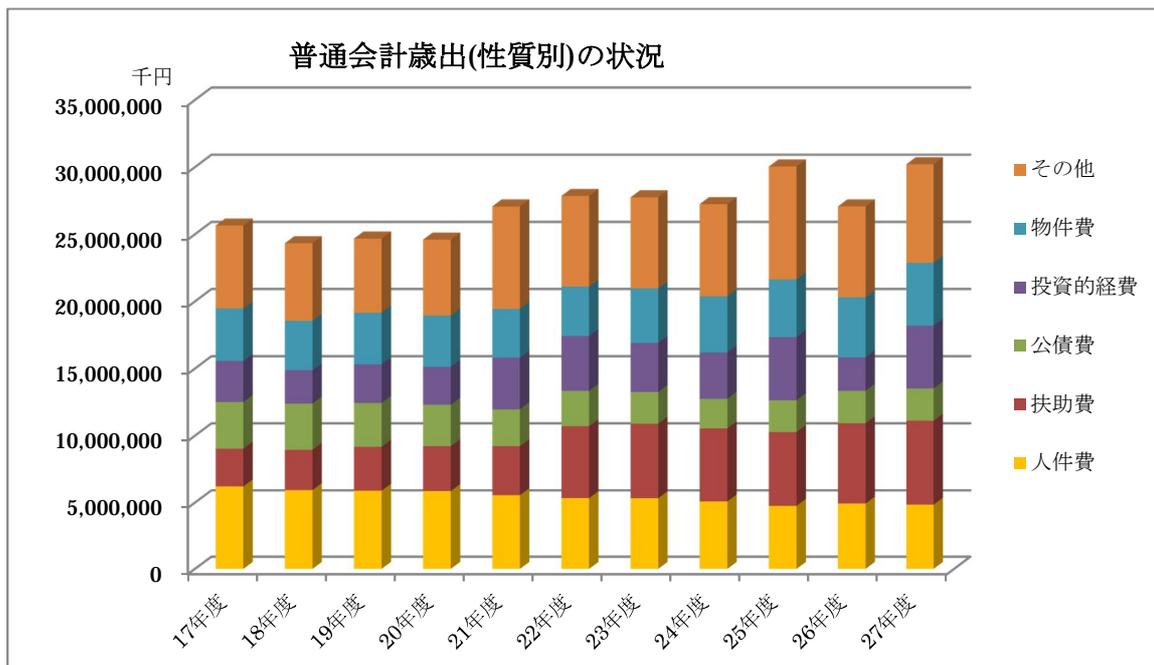


(2) 歳出

普通会計歳出の状況を性質別にみると義務的経費(人件費・扶助費・公債費)は年々増加傾向にあり、特に制度改正や扶助の対象者等の増加などを受け、平成 22(2010)年度(約 278 億 5,200 万円)と平成 27(2015)年度(約 302 億 1,700 万円)の 5 年間で約 23 億 6,500 万円の支出増になっています。人件費は抑制傾向で推移しましたが、市債残高が増加し続けており、公債費は今後更に増えていくことが見込まれています。

また、扶助費についても高齢化の進行により大きく増加することが見込まれ、歳出全体の硬直化を招くことが懸念されます。義務的経費や物件費など経常的経費をいかにして抑えるかが課題となっています。

²【普通会計】 本市では、一般会計のほか 4 つの区画整理事業(石井、坂戸中央 2 日の出町、片柳及び関間四丁目)及び公平委員会特別会計を加えたもの。



※ 「扶助費」とは、社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法、または老人福祉法など国の法律に基づいて支出するものと、地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自の施策において支出するものがあり、現金・物品を問わず、被扶助者に対して支給される福祉施策の根幹をなす経費

※ 「公債費」とは、地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入金の利息の合計

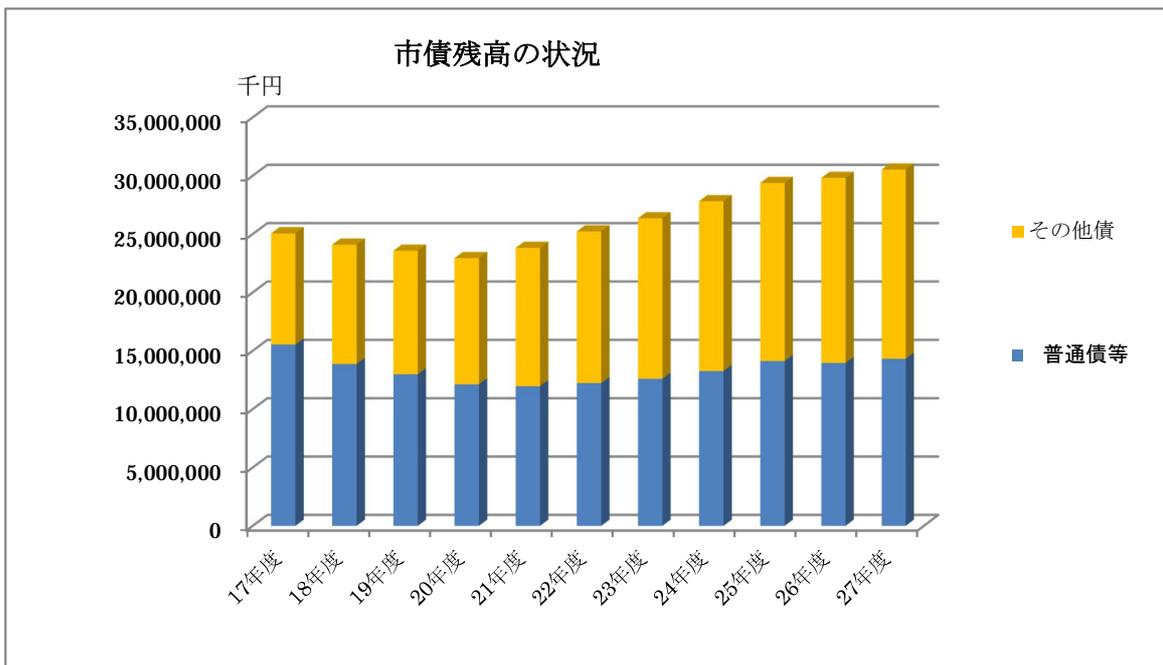
経常収支比率及び将来負担比率の状況

単位:%

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
経常収支比率	94.5	91.9	92.7	95.9	88.5	86.6	88.4	88.8	88.0	90.3	88.8
将来負担比率	—	—	83.1	88.5	90.1	83.7	73.3	62.7	50.6	46.4	47.8

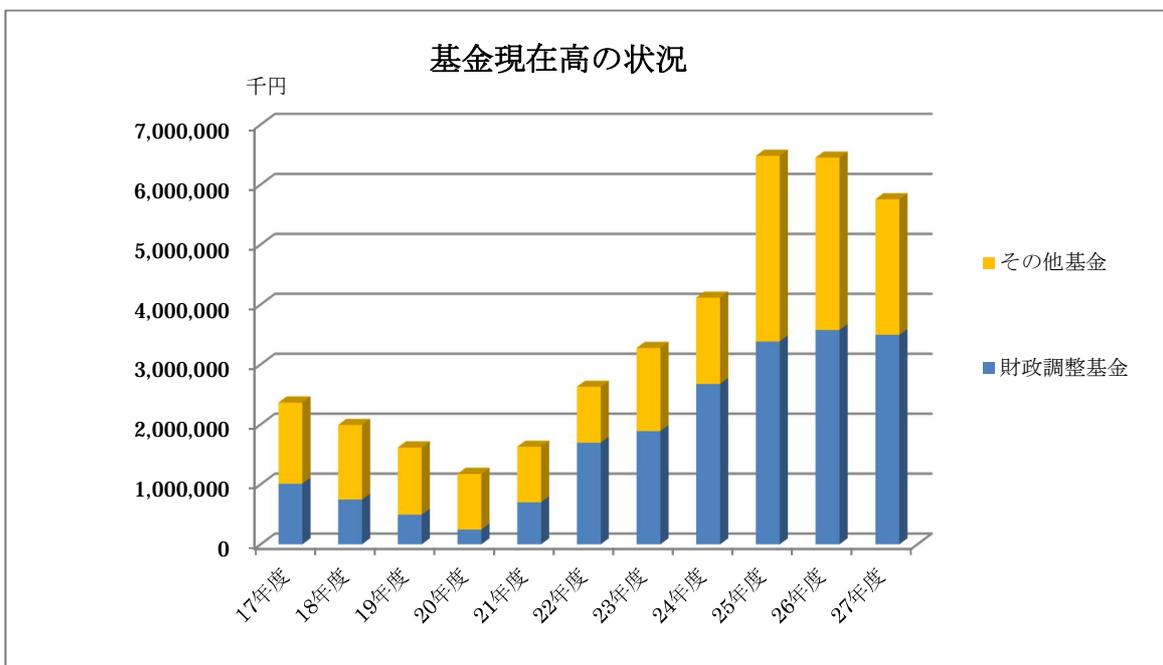
※ 「経常収支比率」とは、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。割合が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。

※ 「将来負担比率」とは、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいう。

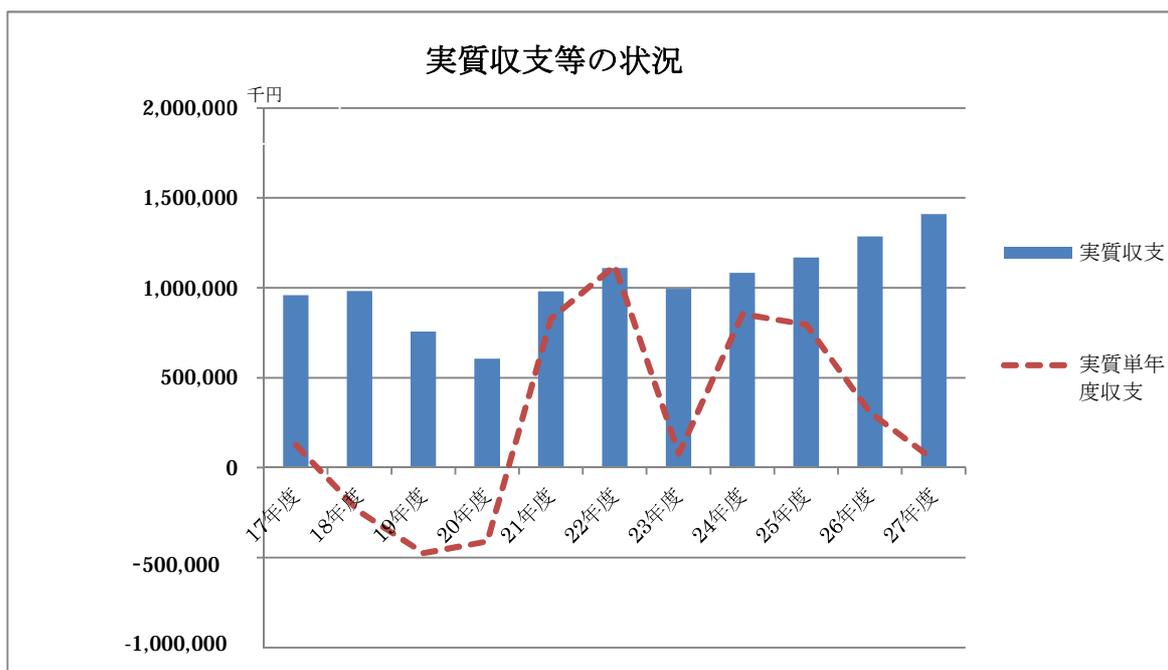


※ 「その他債」とは、減税補てん債や臨時財政対策債等の合計額

※ 「普通債等」とは、普通債及び退職手当債の合計額



※ 「その他基金」とは、公共施設整備基金、市債管理基金、斎場建設基金、教育子ども基金等の合計額



実質収支は、平成 17(2005)年度以降、黒字で推移しています。

これに対して、実質単年度収支は、平成 20(2008)年度までマイナスの年度が多く続いたことについては、財政調整基金からの取崩し額が同基金への積立額を上回り、財政調整基金に頼らざるを得ない財政運営を余儀なくされたことを表しています。

また、平成 23(2011)年度は、前年度からの実質収支の減少と財政調整基金の積立額が取崩し額を上回ったものの、その差額が小さかったことから、実質単年度収支が前年度から大きく落ち込みました。平成 27(2015)年度は、実質収支が前年度に引き続き 10 億円を超える黒字額となりましたが、実質単年度収支は、黒字額を確保したものの、財政調整基金からの取崩し額が積立額を上回ったことから、4 年ぶりに 1 億円を下回りました。

※ 「実質収支」とは、歳入歳出差引額（形式的収支）から、継続事業等で翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額。

※ 「実質単年度収支」とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を控除した額を単年度収支というが、この中には、黒字要素と赤字要素が含まれているため、これらを調整した額をいい、当該年度だけの歳入で、その年度の経費を賄うことができたかどうかを示す。具体的には、単年度収支に財政調整基金の積立額、市債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を控除した額。

4 地方行政改革の動向

総務省は、「国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICT³の徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要」とし、平成27年8月28日付で「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」(※巻末参考資料)を通知しました。

留意事項では

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

- (1) 民間委託等の推進
- (2) 指定管理者制度等の活用
- (3) 地方独立行政法人制度の活用
- (4) BPR⁴手法やICTを活用した業務の見直し(特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化)

2 自治体情報システムのクラウド化⁵の拡大

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

- (1) 公共施設等総合管理計画の策定促進
- (2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進
- (3) 公営企業会計の適用の推進

5 PPP/PFIの拡大

第2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化⁶及び比較可能な形での公表について

とされており、これらに沿った行政サービス改革の推進が求められています。

³【ICT】 ICT(Information and Communication Technology)は、情報・通信に関する技術の総称。

⁴【BPR】 BPR(Business Process Reengineering)は、顧客の視点から見て、不必要なプロセス(非付加価値的業務)を省いて業務を最適化し、再構築すること。

⁵【自治体情報システムのクラウド化】 クラウドコンピューティング(※)技術を活用して、地方公共団体の基幹系業務システム等を複数団体にて共同利用すること。

※ Cloud Computing：従来は手元のコンピュータで管理していたソフトウェアやデータなどをインターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用すること。

⁶【見える化】 情報やデータを集約・分析・加工して、比較が容易にできるなど、見て分かりやすく、利用しやすい形で公開すること。

Ⅲ 行政改革大綱・アクションプラン策定の必要性

本市では、平成 23(2011)年度で計画期間が満了となった第 4 次行政改革大綱・行政改革アクションプランによる行政改革を積極的に推進し、歳入歳出予算の見直しを進め、健全な財政運営に努めてきました。

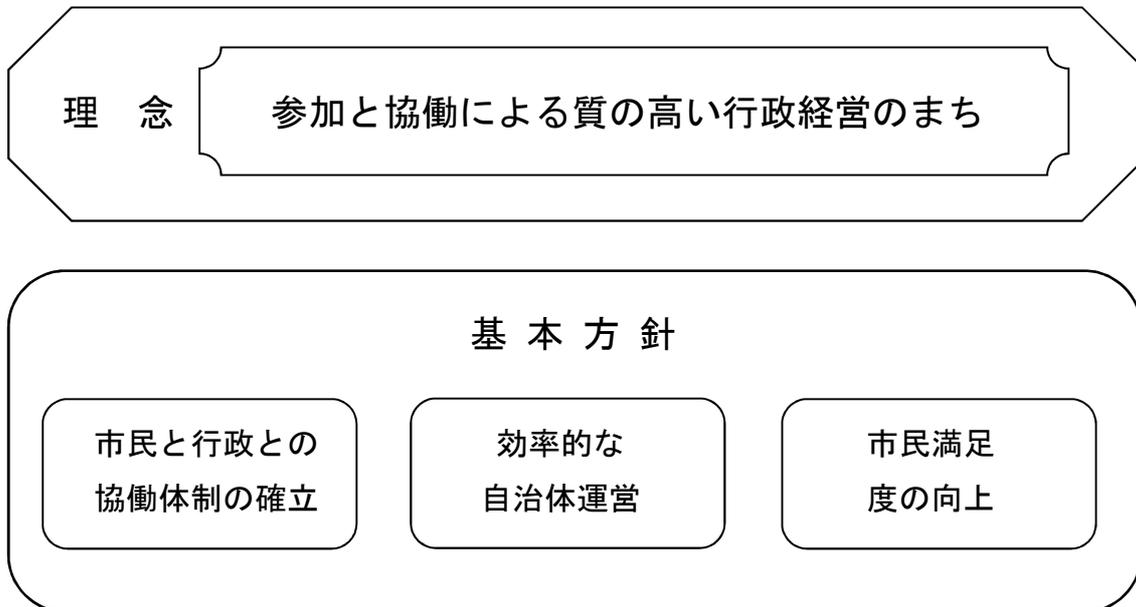
第 6 次坂戸市総合振興計画（以下「第 6 次総振」という。）においては、将来都市像の「笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど」の実現を目指した施策や事業を計画していますが、そのためには、財源の効率的な配分や組織の簡素化などを実施し、強固な行財政基盤を築いていくことが必要です。

今後は、市を取り巻く社会経済情勢が急激に変化していく中で、市民のニーズに応じた質の高い行政サービスを提供できるよう、行政経営の効率化を進めるとともに、市民との協働による政策形成と事業実施を進めることが求められています。

これらを踏まえ、引き続き行政改革を推進するため、平成 24(2012)年 3 月に、10 年間を見通した第 5 次大綱と大綱に基づく具体的な取組項目を掲げるアクションプランを定めるものであります。

IV 第5次行政改革大綱の理念と基本方針

第5次大綱における理念と基本方針は、次のとおりです。



1 理念 「参加と協働による質の高い行政経営のまち」

第4次行政改革大綱（以下「第4次大綱」という。）による行政改革では、「市民との協働による効率的な市政」を理念に掲げ、様々な改革に取り組んできました。

この理念には、分権型社会における目標は「自分たちのまちは、自分たちのために、自分たちの責任において、自分たちの手でつくる」ことであり、その実現のために、「市民は何をすべきか」、「市は何をすべきか」という役割分担や実現のための手法などについて検討し、改革を進めてきました。

行政へのニーズが高まる中で、それに対し限られた財源の中で対応しなければなりません。そのためには、市民と市が協働し一体となった行政経営が求められるという流れは、今後、更に強まっていくものと考えられます。

したがって、第5次大綱における行政改革の理念については、第4次大綱の理念を踏襲することとしていますが、第6次総振との整合を図り、計画の中で都市経営の施策の基本方向としている「参加と協働による質の高い行政経営のまち」としたところです。

この理念のもと、市民との協働による効率的な行政経営を行うことにより、最少の経費で最大の効果をあげるとともに、市民満足度の向上を図ります。

○協働の定義について

坂戸市の「市民活動推進マニュアル」（平成 18(2006)年 9 月）では、協働とは「パートナーと、地域や社会の共通の課題解決や目的の実現に向けて、お互いの役割を明確にし、それぞれの特性をいかして、連携・協力を行うこと」であるとしています。

2 基本方針

(1) 「市民と行政との協働体制の確立」

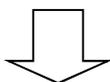
市民の価値観が多様化し、行政へのニーズが高まるとともに、そのニーズは複雑多岐にわたっています。厳しい財政状況が続く中で、行政は担う役割を重点化し、公共サービスの充実を図っていくとともに、市民や大学・企業等と協働することにより、活気のある社会をつくることが求められています。

協働体制を更に確立していくには、政策形成段階からの市民参画や十分な情報提供による市政の透明性の確保が必要です。

また、区・自治会等の地域コミュニティと行政との協働の関係を一層強固にしていくとともに、ボランティア組織やNPO等による公益活動を支援しながら、まちづくりの課題に協働して取り組んでいくことも必要になっています。

今後も、市民と行政が連携を強化し、市民の知恵やパワーを結集して、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。

基本方針「市民と行政との協働体制の確立」



基本方針実現のための主な改革項目

- ・ 政策形成に市民が参画するシステムの構築
- ・ 区・自治会、ボランティア組織やNPO等との連携
- ・ 市民への情報提供

(2) 「効率的な自治体運営」

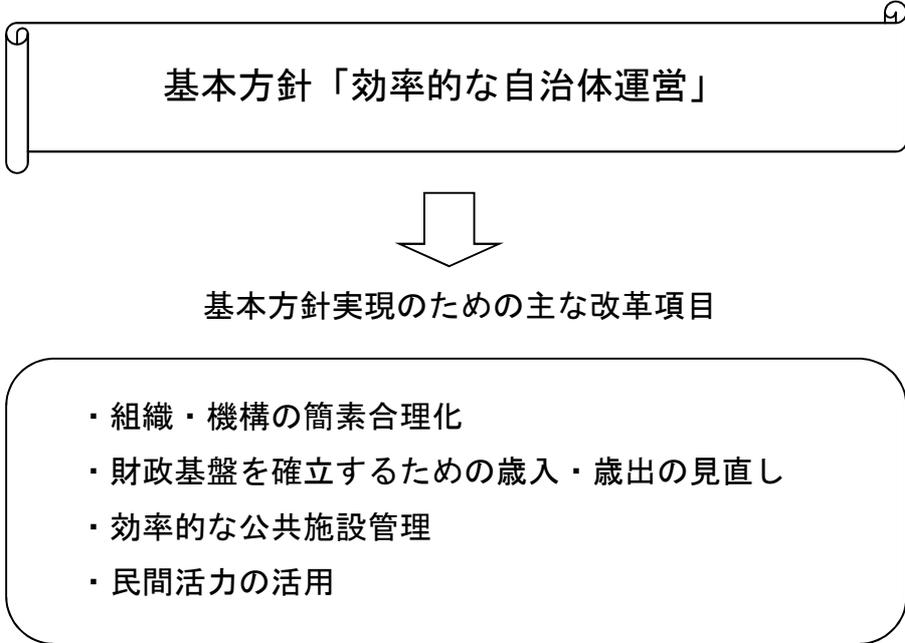
経済の低成長と地方分権の時代を迎え、財政的に厳しい中で、国の役割は、国家として行わなければならないことに重点化し、その他のことは、市民により近い地方自治体が自主的、主体的に行うことが求められています。

地方自治体は、限られた財源の中で市民の行政に対するニーズに的確に対応していくために、効率的な行政運営を図る必要があります。

さらに、人口減少・高齢化社会の到来や経済の停滞など、行政を取り巻く環境は厳しく、またその変化も激しいものがありますが、それに対応できる強い基盤を作っていかなければなりません。

今後も引き続き、最少の経費で最大の効果があげられるよう、組織の簡素化や事務処理の合理化に努めるとともに、財源の確保などを図る必要があります。

また、本市の人口が急増した昭和 50 年代に大量採用した職員が、いま、退職期を迎えています。その対応を早急に行う必要があります。加えて、同時期に建設した公共施設について維持管理の面から施設の必要性やコストなどを十分に検証し、適正な施設配置の上で管理・運営していく必要があります。



基本方針「効率的な自治体運営」

基本方針実現のための主な改革項目

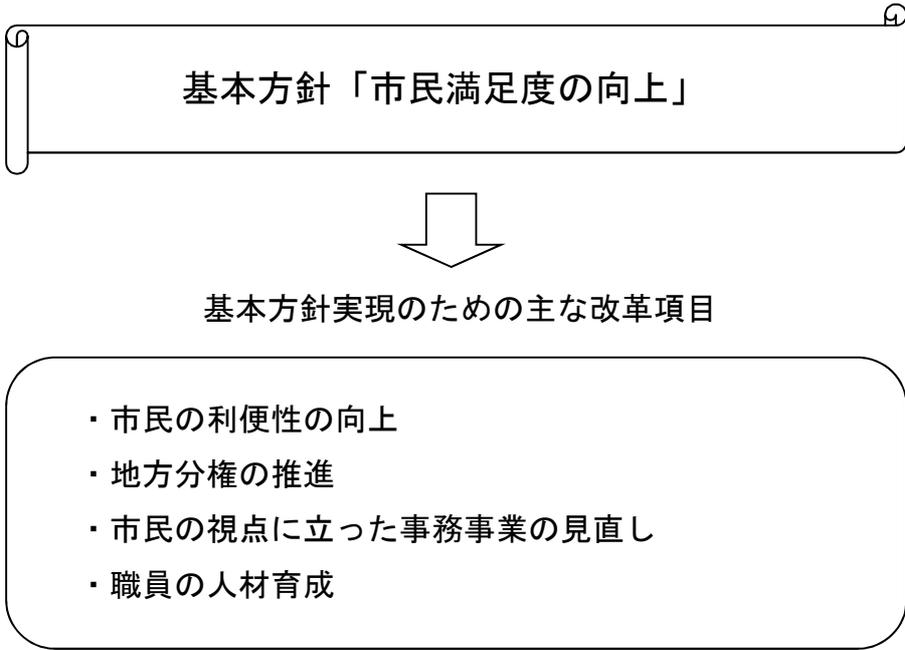
- ・ 組織・機構の簡素合理化
- ・ 財政基盤を確立するための歳入・歳出の見直し
- ・ 効率的な公共施設管理
- ・ 民間活力の活用

(3) 「市民満足度の向上」

地方公共団体の役割は、住民の福祉の増進を図ることにあります。それだけに、市民サービスについては、市民にとって、十分な満足度を得られるものでなければなりません。

社会経済情勢の変化などにより、市民の行政に対するニーズは多様化しています。そのニーズを的確に把握するとともに、市民へのサービスが、市民の視点に立ったサービスであるか、サービスの質が確保されているかなどについて、常に検証していくシステムを構築する必要があります。

また、市民満足度を向上させるためには、市民サービスを行う職員の能力の向上を図るとともに、急速に進展しているICTを更に活用し、事務の効率化や市民サービスの向上を図ることが求められています。



基本方針「市民満足度の向上」

基本方針実現のための主な改革項目

- ・ 市民の利便性の向上
- ・ 地方分権の推進
- ・ 市民の視点に立った事務事業の見直し
- ・ 職員の人材育成

V 改革推進の期間等

1 推進期間

第5次大綱による行政改革の推進期間は、第6次総振の計画期間にあわせ、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間となっています。なお、今後の社会経済情勢の変化等により、必要な場合には見直しを行うこととしています。

2 推進方法

行政改革を着実に推進するため、この大綱に基づき、前期アクションプランに続き平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5か年を計画期間とする後期アクションプランを策定し、具体的な改革を推進します。

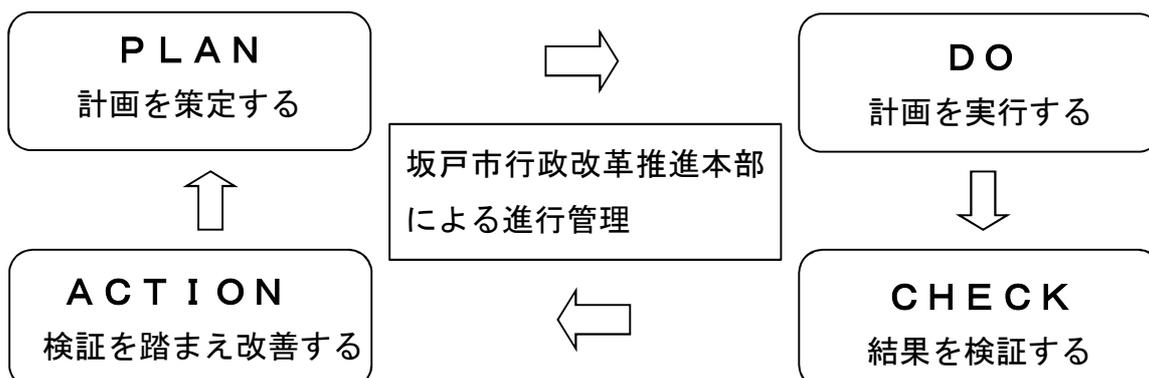
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
第5次坂戸市行政改革大綱									
前期アクションプラン				後期アクションプラン					

3 進行管理

市長を本部長とする坂戸市行政改革推進本部を推進機関とし、市長をはじめ、各部長等の強力なリーダーシップのもと、全職員の総力を結集して、行政改革に取り組めます。

行政改革の進捗状況については、坂戸市行政改革推進本部でPDCAサイクルに基づいた総括的な進行管理を図るとともに、各部課でも取組項目の進行管理を行います。

また、広報さかどやホームページを通じて、事業の実施状況及びその成果を集計し、常に市民へ情報提供していきます。



行政改革後期アクションプラン

(平成 29 年度～平成 33 年度)

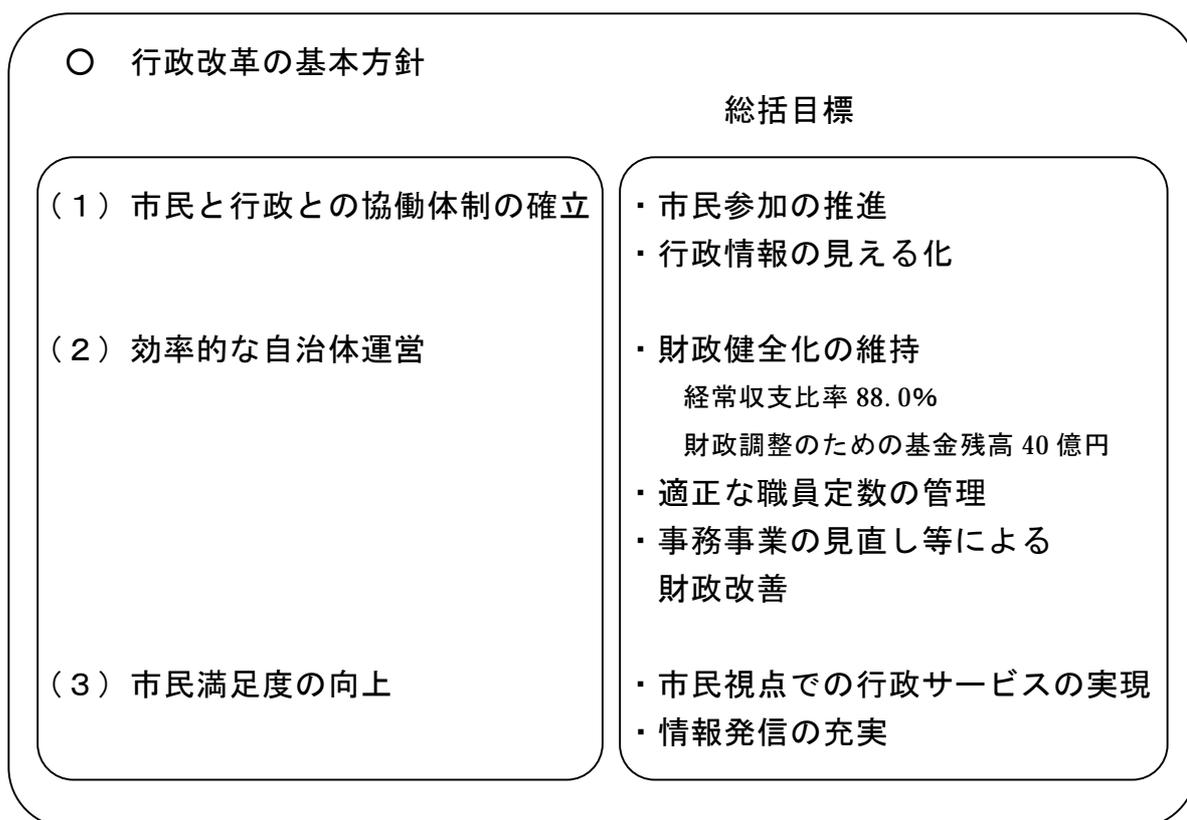
行政改革後期アクションプラン取組項目一覧表

1	市民と行政との協働体制の確立（7項目）	
	No. 1 産・学・官連携体制の推進	1 9
	No. 2 シティプロモーションの推進	2 0
	No. 3 行政の「見える化」とオープンデータ化の推進	2 0
	No. 4 パートナーシップ（市民参加）の推進	2 1
	No. 5 各種団体等の自立促進	2 1
	No. 6 住宅（団）地対応の推進	2 2
	No. 7 環境配慮施策の推進	2 2
2	効率的な自治体運営（12項目）	
	No. 8 行政評価システムの推進	2 3
	No. 9 適正な職員定数の管理等	2 3
	No. 1 0 民間委託（指定管理者制度を含む）の推進	2 4
	No. 1 1 適切な人事・給与制度の推進	2 4
	No. 1 2 統一的な基準による地方公会計の導入	2 5
	No. 1 3 公共施設等マネジメント計画の推進	2 5
	No. 1 4 未利用地等の有効活用	2 6
	No. 1 5 歳入確保の推進	2 6
	No. 1 6 市税等の徴収率の向上	2 7
	No. 1 7 B P Rの手法とI C Tの活用による業務改革	2 7
	No. 1 8 広域連携の推進	2 8
	No. 1 9 経費削減の推進	2 8
3	市民満足度の向上（5項目）	
	No. 2 0 広報・広聴の充実	2 9
	No. 2 1 個人番号カードの利活用	2 9
	No. 2 2 行政サービスの提供手段の拡充	3 0
	No. 2 3 窓口サービスの向上	3 0
	No. 2 4 権限移譲事務の受入れ推進	3 1

後期アクションプラン策定の基本的な考え方

1 後期アクションプラン策定の趣旨

後期アクションプランは、第5次大綱に定められた3つの基本方針の実現を目指し、具体的な改革の内容を明らかにするために策定したもので、24の取組項目及び具体的な取組を設定しました。



2 取組方法等

アクションプランを所管する各部課が推進していくのは勿論のこと、行政改革は全庁的に行うものであり、すべての部課が互いに協力体制を取りながら推進していくものとします。

また、後期アクションプランで示すものは重点的な取組項目であって、行政改革のために取り組むべき事項はこれ以外にも多数考えられます。各部課においては、行政改革の趣旨を認識し、後期アクションプランに掲載されていない項目についても積極的に推進していくものとします。

なお、各項目中に掲げている数値等の現状は、平成27(2015)年度の決算数値又は後期アクションプラン策定時点での現状数値等を示しています。

また、現状及び目標にある進行状況の表示は以下のような内容を意味します。

「検討」：改革の実施に向け、具体的に調査・検討すること又はシステムの構築など事前準備を行うこと。

「実施」：改革を実施へと移行すること又は一定の方向性を示すこと。

「拡大」：現状数値等を増加・拡充に向けて取り組むこと。

「縮小」：現状数値等を減少・削減に向けて取り組むこと。

3 推進期間

平成 29(2017)年度から平成 33(2021)年度まで（5 年間）

4 市民への公表

アクションプランの実施状況については、定期的に広報さかどや市のホームページに掲載して公表します。

1 市民と行政との協働体制の確立

No.1

項 目	産・学・官連携体制の推進	関係課	政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	企業や大学などと連携し、調査・研究・施策に取り組むことにより、市民の声とまちの資源を生かした活力ある魅力的なまちづくりを推進します。			
具体的な取組	地域ブランド ^(※) の開発、公民連携(PPP)の推進、団地活性化の推進、北坂戸団地のにぎわい再生、葉酸 ^(※) プロジェクトの推進			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
産・学・官連携協定 ^(※) 件数		政策企画課	52件(27年度)	62件
坂戸市産農畜産物のブランド認証件数		農業振興課	0件(27年度)	20件
北坂戸にぎわいサロンの利用者数		政策企画課	11,007人(27年度)	13,000人

※【地域ブランド】 その地域に存在する自然、歴史・文化、食、観光地、特産品、産業などの地域資源の「付加価値」を高め、他の地域との差別化を図ることにより、市場において情報発信力や競争力の面で比較優位を持ち、地域住民の自信と誇りだけでなく、旅行者や消費者等に共感、愛着、満足度をもたらすもの。

※【葉酸】 ほうれんそうやブロッコリーなどのみどり色の野菜や豆類、海藻、レバーなどに多く含まれている水溶性のビタミンB群の一種で、動脈硬化の危険因子ホモシステインを下げる効果があり、認知症や脳梗塞の予防につながる。とされる。

※【産・学・官連携協定】 本市では、地域の企業や大学などと、地域振興、安全安心、健康福祉、環境、教育、文化、人材育成など、多くの分野で連携することで、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に努めている。

No.2

項 目	シティプロモーションの推進	関係課	広報広聴課、政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	市の認知度を高め、定住志向を促すためのシティプロモーション(※)を推進し、市民・企業・行政が一体となり地域の魅力を創り出すとともに、積極的に情報発信し、若者世代に対して、住み心地の良さ、健康と自然の素晴らしさを広くアピールします。			
具体的な取組	魅力の発掘と情報発信、まちづくり応援寄附金の啓発、イメージキャラクターさかろん(※)の活用			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
ホームページサイト訪問者数		広報広聴課	649, 417人/年(27年度)	886, 000人/年
まちづくり応援寄附金件数		政策企画課	2, 562件(27年度)	4, 000件(32年度)
イメージキャラクターさかろんの出演回数		広報広聴課	—	50回/年

※【シティプロモーション】本市が所有する地域資源を発掘したり魅力を高めて、戦略的・効果的に情報発信を市の内外にしていくことで、市民や市外の人の市のイメージを向上させ、交流人口・定住人口の増加、企業誘致、市内の生産物の販売促進などを図ること。

※【イメージキャラクターさかろん】市制施行40周年を記念して作られた市の新たなイメージキャラクター。市内小中学生及び高校生の公募によって作成。

No.3

項 目	行政の「見える化」とオープンデータ化の推進	関係課	情報政策課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	市の各部課で保有するデータを組織全体で共有することで、精度の高い政策決定や事務の効率化を図ります。また、データをパソコン等で処理可能な形式で市民に公開することにより、透明性や信頼性の高い協働によるまちづくりを目指します。			
具体的な取組	市情報の「見える化」、財政情報の公表、公共データのオープンデータ化			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
オープンデータ県HP公表数		情報政策課	3件(27年度)	30件
統合型GIS(※)の活用		情報政策課	検討	実施
財政情報の公表		財政課	実施	拡大
公共施設の維持管理費用の公表		施設管理課	検討	実施

※【GIS】Geographic Information System(地理情報システム)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し高度な分析や判断を可能にする技術のこと。統合型とは、自治体組織の中で、維持管理課、課税課、防災安全課など地図情報を共有し、効率化を図る仕組み。

No.4

項目	パートナーシップ(市民参加)の推進	関係課	市民生活課、政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	「坂戸市市民参加条例」に基づき、市民がまちづくりの主役として積極的に市政に参加し、市民の意向が市政に反映されるよう市民コメントの実施や審議会等の公募委員を活用します。また、市民会議の設置等を通して政策形成過程からその評価・見直しまで市民の参画・協働体制の充実を図ります。			
具体的な取組	市民参加の推進、市民活動の普及支援			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
市民参加の手続き(※)を実施した事業数		市民生活課	15事業(27年度)	拡大
審議会等の公募市民割合		市民生活課	5.7%(27年度)	6.0%
市民活動団体との協働事業数		市民生活課	26事業(27年度)	30事業

※【市民参加の手続き】本市が重要な施策を策定する際に、市民参加の手続きとして、審議会、まちづくり市民会議、市民コメント及びフォーラムのいずれか1つ以上の方法を実施している。

No.5

項目	各種団体等の自立促進	関係課	財政課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け		
取組の方針と内容	各団体の自主・自立を促進するため、市が行っている外郭団体等の事務局機能を各団体へ移行します。			
具体的な取組	各種団体等の運営・自立の促進、団体補助金の明確化			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
各種団体の自主運営		関係各課	実施	拡大
団体補助金額		財政課	76,006千円(27年度)	縮小

No.6

項目	住宅(団)地対応の推進	関係課	政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	住宅(団)地の高齢化や単身化等の様々な課題に対応するため、地域住民参加のもと団地ビジョンの作成を行い、「定住促進」や新しい住民・企業を呼び込むため、住環境及び就学・就労環境の整備、地域のイメージアップを推進します。			
具体的な取組	住宅(団)地ごとの将来ビジョンの作成、団地活性化の推進(再掲)、北坂戸団地のにぎわい再生(再掲)			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
住宅(団)地ごとの将来ビジョンの作成		政策企画課	検討	実施(31年度)
北坂戸にぎわいサロンの利用者数(再掲)		政策企画課	11,007人(27年度)	13,000人
定住支援に係る学生のルームシェア等の入居人数		政策企画課	検討	20部屋40人

No.7

項目	環境配慮施策の推進	関係課	環境政策課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	持続可能な地域社会の実現に向け、市民や事業者と協働し、4R(排出抑制、減量化、再使用、再利用)の推進や環境保全施策を推進します。			
具体的な取組	ごみの減量・再資源化、再生可能エネルギーの活用、環境教育の推進			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
家庭系ごみの1人1日当たりのごみの排出量		環境政策課	617g(27年度)	現状以下
リサイクル率(※)		環境政策課	29.6%(27年度)	30%以上
環境教育プログラム等環境学習関連事業の参加者数		環境政策課	5,839人(27年度)	6,000人

※【リサイクル率】ごみの総排出量に対し、リサイクルした量の割合。

2 効率的な自治体運営

No.8

項目	行政評価システムの推進	関係課	政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	行政評価システム(PDCAサイクル※)を効果的に活用し、行政経営の適正化を図ることで、行政サービスの質の向上に努めます。また、効率的で効果的な行政運営を進めるため、市民や有識者による外部評価制度の充実を図ります。			
具体的な取組	事務事業評価(外部評価)の推進、議会事務事業評価の反映、監査内容の反映			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
事務事業評価件数		政策企画課	101事業(27年度)	350事業(累計)
外部評価事業件数		政策企画課	6事業(27年度)	30事業(累計)

※【PDCAサイクル】以下の4項目を通じて、客観的な効果検証を実施すること。

- ・Plan :数値目標・客観的な指標を設定した効果的な計画を策定する。
- ・Do :計画に基づく施策を実施する。
- ・Check :数値目標や客観的な指標の達成度を通じて、計画の成果を検証する。
- ・Action :検証結果を踏まえて施策を見直すとともに、必要に応じて、計画を改善する。

No.9

項目	適正な職員定数の管理等	関係課	政策企画課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	多様化する市民ニーズや新たな行政課題に柔軟に対応できる効率的な組織体制の構築を図るとともに、適正な定員管理に努めます。また、一部事務組合(※)等の効率的な運営等について検討し、事業費及び事務費の効率化を図ります。			
具体的な取組	定数管理計画の策定、組織体制の見直し、一部事務組合の効率的な運営			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
定数管理計画の策定		政策企画課	検討	実施(30年度)
組織体制の見直し		政策企画課	検討	実施(31年度)
一部事務組合の効率的な運営		政策企画課	実施	拡大

※【一部事務組合】複数の自治体がその事務の一部を共同して処理するために設置する組織。本市では、消防組合、下水道組合、水道企業団及び衛生組合がある。

No.10

項目	民間委託(指定管理者制度を含む)の推進	関係課	政策企画課、施設管理課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	公共性の確保に留意しながら、民間への業務委託や指定管理者制度などの導入を進めるとともに、新たな手法による民間活力の活用について検討し、市民サービスの向上とコストの削減を効果的に進めます。			
具体的な取組	窓口業務等の民間委託、新たな施設への指定管理者制度の活用、公民連携(PPP)の推進(再掲)			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
窓口業務の民間委託		政策企画課	検討	実施
指定管理者導入施設数		施設管理課	27施設(27年度)	拡大

No.11

項目	適切な人事・給与制度の推進	関係課	職員課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	人材育成基本方針に基づき職員の研修を充実し、職員の意識改革・意欲向上や市民ニーズの変化に対応できる柔軟かつ機動的な人材を育成するとともに、ワーク・ライフ・バランス(※)を考慮した勤務環境の創出に取り組みます。また、能力・業績による公正な人事評価を実施し、能力・意欲・業績に応じた給与体系を確立します。			
具体的な取組	人事評価制度の定着、女性職員の登用、職員研修・提案制度の充実			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
人事評価制度の推進		職員課	実施	拡大
職員の職務満足度(5点満点)		職員課	3.57(27年度)	3.70
管理職に占める女性の割合		職員課	19.1%(27年度)	30%

※【ワーク・ライフ・バランス】「仕事と生活の調和」のこと。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

No.12

項 目	統一的な基準による地方公会計の導入	関係課	財政課、施設管理課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	適正な公金の管理及び市民に市の財政状況を分かりやすく透明性のある説明を行い、効率的な行政運営を行うため、統一的な基準による地方公会計(*)の導入を図ります。			
具体的な取組	統一的な基準による地方公会計の導入、固定資産台帳の整備			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
統一的な基準による地方公会計の導入		財政課	検討	実施(29年度)
固定資産台帳の整備		施設管理課	検討	実施

※【統一的な基準による地方公会計】現金主義・単式簿記とする現在の会計制度に対して、統一的な基準では、発生主義・複式簿記といった企業会計手法を導入し、ストック(どれだけの資産を蓄えているか)やフロー(資金がどのように動いたか、その流れ)を明らかにし、資産や債務の正確な把握と管理、財務情報の分かりやすい開示、行政評価・予算編成・決算分析との関連付けなどがなされる。

No.13

項 目	公共施設等マネジメント計画の推進	関係課	施設管理課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	将来需要を予測した長期的視点から、公共施設等の更新等のコストを削減・平準化するため、長寿命化、更新及び統廃合等の具体的な計画を策定・実施します。			
具体的な取組	アクションプランの策定、公共施設の複合化・集約化、道路・橋梁等の長寿命化			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
施設カルテの整備率		施設管理課	約50%	100%
公共施設等マネジメント計画アクションプランの策定		施設管理課	検討	実施

No.14

項 目	未利用地等の有効活用	関係課	政策企画課、施設管理課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	健全な財政運営を図るため、未利用地等の公有財産の有効活用や不用財産の処分を行います。			
具体的な取組	学校跡地の利活用、不用財産の処分、小中学校の余裕教室の有効活用			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
公共施設跡地等利用基本方針の策定		政策企画課	検討	実施(29年度)
公共施設等マネジメント計画アクションプランの策定(再掲)		施設管理課	検討	実施

No.15

項 目	歳入確保の推進	関係課	財政課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	自主財源の安定的な確保及び有料広告収入の拡充、まちづくり応援寄附金の拡充等により歳入の確保を図ります。			
具体的な取組	有料広告収入の拡充、基金運用益の拡充、受益者負担の適正化、まちづくり応援寄附金の拡充			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
有料広告掲載による歳入額		関係各課	8,632千円(27年度)	拡大
公共施設利用料		関係各課	12,166千円(27年度)	拡大
まちづくり応援寄附金額		政策企画課	57,074千円(27年度)	1億円(32年度)

No.16

項目	市税等の徴収率の向上	関係課	納税課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	歳入の確保と税負担の公平性を確保するため、課税客体を的確に捕捉するとともに、滞納整理の厳正化や効率的な収納体制の整備などをより一層推進し、新規滞納者の増加を抑制するとともに、滞納繰越分の徴収強化・圧縮を図ります。			
具体的な取組	徴収強化策の推進、多様な納付方法の推進、自動音声電話催告の導入			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
市税徴収率		納税課	93.2%(27年度)	94.0%
国保税徴収率		納税課	61.9%(27年度)	64.8%
自動音声電話催告の導入		納税課	検討	実施(29年度)

No.17

項目	BPRの手法とICTの活用による業務改革	関係課	情報政策課、政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	限られた行政資源を効率的・効果的に活用するため、BPR(※)の手法を用いた業務の最適化を検討し、ICT(※)の活用による業務の標準化・効率化を推進します。			
具体的な取組	BPRによる業務の最適化、ICTの活用、ペーパーレス化の研究(タブレット端末、電子決裁)			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
ICTの推進		情報政策課	実施	拡大
BPRによる業務の最適化		政策企画課	検討	実施

※【BPR】 BPR(**B**usiness **P**rocess **R**eengineering)は、顧客の視点から見て、不必要なプロセス(非付加価値的業務)を省いて業務を最適化し、再構築すること。

※【ICT】 ICT(**I**nformation and **C**ommunication **T**echnology)は、情報・通信に関する技術の総称をいう。

No.18

項 目	広域連携の推進	関係課	政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	情報化の進展や市民の日常生活圏の課題に対応するため、他の自治体との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化を推進します。			
具体的な取組	川越都市圏まちづくり ^(※) の推進、市民バス等の広域連携、広域静苑組合への加入			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
公共施設相互利用者数 (市施設の市外利用者数)		政策企画課	156,430人(27年度)	180,800人
市民バス特別乗車証相互利用者数		市民生活課	2,938人 (28年6月～29年2月)	4,500人

※【川越都市圏まちづくり】川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町の4市3町で構成する川越都市圏まちづくり協議会では、圏内の公共施設の相互利用等を行っている。

No.19

項 目	経費削減の推進	関係課	政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	中期的財政計画に基づいた堅実で効率的な財政運営を行うため、事務事業の見直しや効率的な事務執行によって、経常経費の削減を推進します。			
具体的な取組	時間外勤務の抑制、照明LED化の推進、医療費抑制の推進			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
時間外勤務の延べ時間数		職員課	36,178時間(27年度)	縮小
防犯灯のLED化率		防災安全課	7.2%(27年度)	100%
後発医薬品 ^(※) 利用率(国保)		健康保険課	56.3%(27年度)	80%(32年度)

※【後発医薬品】ジェネリック医薬品と称され、これまでの有効性や安全性が実証された新薬と同等と認められた低価格な薬。

3 市民満足度の向上

No.20

項目	広報・広聴の充実	関係課	広報広聴課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	市政情報等を各種媒体を活用し、幅広い年代に対し情報発信を行うことで、市民満足度の向上を図ります。市政に対する市民の意向や提言などを収集・分析し、市民ニーズに対応した行政運営を図ることで、市民満足度の向上を目指します。			
具体的な取組	各種媒体(※)による情報提供の充実、市民ニーズの把握、市民意識(満足度)調査の実施、子育て世帯意識調査等の実施			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
ホームページサイト訪問者数(再掲)	広報広聴課	649,417人/年 (27年度)	886,000人/年	
マイナポータル(※)による情報提供	情報政策課	検討	実施	
市民意識調査の実施	広報広聴課	実施(26年度)	実施(31年度)	
子ども子育て支援に関するアンケート調査	子育て支援課	実施(25年度)	実施(30年度)	

※【各種媒体】市の広報誌やホームページ(HP)のほか、メディア、SNSなど。

※【マイナポータル】行政機関が個人番号の付いた自分の情報をいつ、どこでやり取りしたのか確認できるほか、行政機関が保有する自分に関する情報や行政機関からのお知らせ情報等を自宅のパソコン等から確認できる仕組みのこと。

No.21

項目	個人番号カードの利活用	関係課	情報政策課、市民課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	市民の利便性の向上を図るため、個人番号カードに掲載した公的個人認証機能やマイキープラットフォーム(※)を利活用し、市民ニーズに対応したシステム構築及び行政手続等に係る仕組みの検討・導入を目指します。			
具体的な取組	市独自利用の検討、コンビニでの証明書の発行			
数値目標等		関係課	現状	目標(33年度)
個人番号カードの交付枚数	市民課	8,983枚(29年2月末)	33,000枚(累計)	
コンビニでの証明書の発行	市民課、課税課	検討	実施	

※【マイキープラットフォーム】マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップの空きスペースと個人認証の部分で、公的機関だけでなく民間でも活用できるもの)を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤。

No.22

項目	行政サービスの提供手段の拡充	関係課	情報政策課 関係各課
		第6次総合振興計画の位置付け	○
取組の方針と内容	加速度的に進化するICTを活用し、市民の利便性が向上する様々な行政サービスの提供及びマイナポータルを利用した情報発信の導入を目指します。		
具体的な取組	アプリ等の活用、マイナポータルによる情報提供、公共施設利用申込の改善、コンビニでの証明書の発行(再掲)		
数値目標等	関係課	現状	目標(33年度)
公共施設予約システム	情報政策課	検討	実施(29年度)
電子申請システム	情報政策課	実施	拡大
マイナポータルによる情報提供(再掲)	情報政策課	検討	実施
コンビニでの証明書の発行(再掲)	市民課、課税課	検討	実施

No.23

項目	窓口サービスの向上	関係課	政策企画課 関係各課
		第6次総合振興計画の位置付け	○
取組の方針と内容	窓口での待ち時間短縮、市民の立場に立った行き届いた説明や細やかな相談対応などの窓口業務について、市民ニーズを幅広く点検することにより、事務改善を図り、市民満足度の向上を目指します。		
具体的な取組	相談窓口の充実、接遇の充実、臨時窓口の開設		
数値目標等	関係課	現状	目標(平成33年度)
臨時窓口の開設	政策企画課	実施	拡大
子育て相談窓口の充実	子育て支援課	実施	拡大
地域包括支援センターの充実	高齢者福祉課	実施	拡大
接遇の充実	職員課	実施	拡大

No.24

項 目	権限移譲事務の受入れ推進	関係課	政策企画課 関係各課	
		第6次総合振興計画の位置付け	○	
取組の方針と内容	市民サービスの向上、事務の効率化の観点から、権限移譲事務の受入れを引き続き推進し、効率的かつ自主的な行政運営と市民の利便性の向上を図ります。			
具体的な取組	権限移譲事務の受入れ			
数値目標等		関係課	現状	目標(平成33年度)
権限移譲事務の受入れ		政策企画課	75事務(27年度)	拡大

参 考 资 料

1 第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定経過

開催日	会議名	会議内容
28. 7. 26	坂戸市行政改革推進本部会議（第1回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定の基本方針について
28. 8. 2	坂戸市行政改革推進本部幹事会（第1回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定の基本方針について ・第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプランの取組項目について
28. 8. 17	坂戸市行政改革推進審議会（第1回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定の基本方針について
28. 10. 6	坂戸市行政改革推進本部幹事会（第2回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・後期アクションプラン（案）について
28. 10. 13	坂戸市行政改革推進審議会（第2回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・後期アクションプラン（案）について
28. 10. 25	坂戸市行政改革推進本部幹事会（第3回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・後期アクションプラン（案）について
28. 11. 4	坂戸市行政改革推進審議会（第3回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・後期アクションプラン（案）について
28. 11. 10	坂戸市行政改革推進本部幹事会（第4回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・後期アクションプラン（案）について
28. 12. 1 ～29. 1. 4	市民コメントの実施	コメント数 0名、0件
29. 1. 25	坂戸市行政改革推進審議会（第4回）	・市民コメントの結果について ・答申書（案）について
29. 2. 2	坂戸市行政改革推進審議会（第5回）	・答申書の確認について ・行政改革推進審議会から答申書の提出
29. 2. 8	坂戸市行政改革推進本部幹事会（第5回）	・第5次坂戸市行政改革大綱・後期アクションプラン（案）について ・答申書について
29. 2. 13	坂戸市行政改革推進本部会議（第2回）	・答申書について ・第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプランの決定

2 坂戸市行政改革推進審議会開催経過

会議	開催日	内容
第1回	28. 8. 17	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○会長及び職務代理の選出 ○第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプランの見直しについて（諮問） ○行政改革の実施状況について ○第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン策定の基本方針について
第2回	28. 10. 13	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン（案）について
第3回	28. 11. 4	<ul style="list-style-type: none"> ○第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン（案）について
第4回	29. 1. 25	<ul style="list-style-type: none"> ○市民コメントの結果について ○第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプラン（案）について ○答申書（案）について
第5回	29. 2. 2	<ul style="list-style-type: none"> ○答申書の確認について
答申	第5回審議会終了後	答申書手交

3 坂戸市行政改革推進審議会条例

坂戸市行政改革推進審議会条例

平成14年3月27日

坂戸市条例第8号

(設置)

第1条 本市における行政改革を推進するため、坂戸市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行政改革の推進に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民の代表者
- (2) 市内企業の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の坂戸市行政改革懇話会設置要綱(平成11年坂戸市告示第71号)の規定に基づき委嘱されている委員は、第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成15年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年坂戸町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「広報委員会の委員」を「広報委員会の委員
行政改革推進審議会の委員」に改める。

附 則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

4 坂戸市行政改革推進審議会への諮問及び答申

坂政発第393号

平成28年8月17日

坂戸市行政改革推進審議会会長様

坂戸市長 石川 清

第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクション
プランの見直しについて（諮問）

第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプランの
見直しをしたいので、貴審議会の意見を求めます。

坂行審発第9号

平成29年2月2日

坂戸市長 石川 清 様

坂戸市行政改革推進審議会
会長 飯田 康夫

第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクション
プランの見直しについて（答申）

平成28年8月17日付け坂政発第393号で諮問のありました第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプランの見直しについて、本審議会において、慎重に審議した結果、原案のとおり適切なものと認め答申いたします。

なお、別添の審議会意見に留意しつつ、推進することをお願いいたします。

別紙

第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革後期アクションプラン の推進に当たっての坂戸市行政改革推進審議会意見

平成29年2月2日

坂戸市行政改革推進審議会

今、私たちが置かれている現状からみて今後の坂戸市の行財政運営を考えると、特に重要な課題として指摘しておくべき事項として「人口減少問題への対応」と「社会資本ストックの更新」が挙げられます。特にここ30～40年の間、急激な人口増に伴い都市化が進展した本市においては、その後の少子化・超高齢社会の到来という現実と直面し、人口構成の急激な変化に備え、より具体的で効果的な行政施策が遅滞なく実施されることが求められています。

一方、財政状況は社会保障費が増大する一方で、市税等の自主財源の伸び悩みが想定され、加えて地方交付税の縮減も懸念されています。市債残高は300億円を超え、健全な財政運営を図りつつも、市民からの多様化する行政需要に果敢に取り組む上で、さらなる行財政改革を進めることが重要であることは誰もが認めるところです。いま市政に求められるのは「市民との協働」によってその改革を強力に進めることです。

本アクションプランにおいては、前期プランに引き続き「市民と行政との協働の確立」、「効率的な自治体運営」及び「市民満足度の向上」の三つの基本方針に区分し、24の取組項目が設定されています。これらの施策について慎重に真摯な議論を進める過程で出された意見等を集約し、以下のとおり提言いたします。

1 総体的事項

今日の私たちを取り巻く環境は、少子化・超高齢社会が一層進展する中で、人口減少というこれまで経験したことのない重い課題と公共施設の老朽化問題に直面しています。そこで大事なことは、これら課題の解決に向け、あらゆる層が果敢に挑戦することが求められています。加えて、市民からの多様な行政需要に、行政側が適切に対応できるよう、行政改革推進の取組方針を明らかにすることは、市民と行政の双方にとって重要と言えます。

今や、時代の流れに対応できる行政改革の推進は待ったなしの状況で、一日として休むことはできません。いま、問われているのは、市の行政改革の三つの基本方針を踏まえ、本市のトップ層がリーダーシップを発揮し、

その責任を十分に果たし、実を挙げることです。同時に職員一人ひとりが行政改革に熱意を持ち、職員が一丸となって日常的に取り組んでこそ、初めて行政改革は前進し、成果に結びつくものであると考えます。

それぞれの立場で、行政改革の重要性を自覚し、強い決意を持ち、実行していただきたいという期待を込め、以下に幾つかの項目を列記しました。ここに掲げた項目以外にも、まだまだ多様な事項について市民目線で行政改革に取り組むべき課題が山積しています。そのことに気付き、日頃の仕事を直視し、改革に挑戦して欲しいと期待するものです。

- (1) 各取組項目は抽象的な表現での記載を余儀なくされることから、実施に当たっては、早期に、より具体的な施策として取りまとめ推進すること。
- (2) 数値目標等については確実に達成できるよう努力を重ねるとともに、毎年度着実にPDCAサイクルにより進行管理を行い、市民に分かりやすく公表すること。また、新たに定めるべき目標等ができた場合は、速やかにこれらを追加すること。
- (3) 行政改革を進めるためには市民の理解と協力が不可欠であり、徹底した情報提供、情報開示に努めるとともに、市民参画の機会を可能な限り拡大すること。
- (4) 市の財政状況を踏まえ、将来の税收確保につながる施策を積極的に講じること。特に未就学人口の急減を踏まえ、子育て世代の定住策を推進すること。
- (5) 本市の行政改革に当たっては、地域特性を生かす上で、その全てを国の方針どおりに進める必要性はないが、将来の地方行政のあり方や関連事業における国庫補助金等特定財源の確保を十分意識した施策の展開を行うこと。
- (6) 「市民満足度の向上」の取組項目の実践に当たっては、多様なICTを活用した施策を導入し、市民と行政との関わりを更に強化すること。

2 個別事項

- (1) No.1「産・学・官連携体制の推進」では坂戸市独自で行われている葉酸プロジェクトについても健康長寿の市として積極的に推進すること。
- (2) No.2「シティプロモーションの推進」では、市の魅力を積極的に発掘・アピールすること。特に子育ての観点から緑と自然環境の良さ、子育てしやすい環境、安心と安全性を強調すること。
- (3) No.3「行政の「見える化」とオープンデータ化の推進」では、市民目線に立って若者も中堅層も高齢者にも分かりやすく、かつ活用しやすい

いデータを数多く準備し、公表するよう努めること。

- (4) No.4「パートナーシップ（市民参加）の推進」では、坂戸市で取り組む出前講座における市民や市民活動団体の多様な分野で活躍する講師を人材バンクとして登録できる仕組みを検討すること。

また、高齢者が安心して暮らせる支え合いのある地域社会づくりのための「地域包括ケアシステム協議会」を早急に設け、関連施策を展開することで助け合いの輪を広げること。

- (5) No.8「行政評価システムの推進」では、事務事業評価と予算編成との連携を図り、選択と集中につながる仕組みを構築するとともに、結果を市民に分かりやすく公表するよう工夫すること。

- (6) No.10「民間委託（指定管理者制度を含む）の推進」では、他団体に既に実績のある公立保育園、児童館、健康増進施設及び図書館における指定管理者制度の導入や、図書館及び市民課における窓口業務の民間委託について、検討を急ぎ、早急に具体化できるよう努めること。

- (7) No.11「適切な人事・給与制度の推進」では、職員手当のうち国基準と異なる自宅に係る住居手当の支給について、職員の給与水準を踏まえ必要な見直しに努めること。

- (8) No.13「公共施設等マネジメント計画の推進」では、施設カルテの整備に続き、アクションプランが策定されていくことになるが、施設の種類毎に早期にその方向性を示すよう努めること。また、マネジメント計画を進めるに際しては市民参画を求めるとともに、耐震改修も併せて行うよう配慮すること。

小中学校……教育施設の統廃合は施設の老朽化の要因のみにかかわらず、教育的な観点で最優先されるべきだが、本市の小学校児童数は昭和58年度のピーク時から半減し、今後は更に激減することが予測されている。また、地域間の児童数の差異も拡大し、適正規模の教育を維持し続けるためにも、学区の再編成や施設の統廃合など、総合的な対策が必要であり、長期的な視野のもと、具体的な検討を市民参画の下で早急に開始すること。

公立幼稚園……開設から40余年が経過し、施設の老朽化に加え、教諭の退職、少子化に伴う民間幼稚園の経営への影響等も考慮し、廃園も含めて研究・検討すること。

- (9) No.14「未利用地等の有効活用」では、小中学校の余裕教室数や有効利用の状況について市民に公表するとともに、利活用のモデル事業の紹介やその具体的な目標を早急に定めること。

- (10) No.15「歳入確保の推進」では、基金運用益の確保について、今後数

値目標を設定すること。

- (11) No.19「経費削減の推進」では、しっかり働き、ゆっくり休む考えの下、時間外勤務の抑制を含め「働き方改革」の取り組みも進めること。また、公共施設のLED化を推進すること。さらに「自治体情報システムのクラウド化」の検討とその推進を図ること。
- (12) No.20「広報・広聴の充実」では、市民と行政を結ぶ重要なパイプ役である「広報さかど」について、市民に親しまれ、読まれ、活用してもらえる広報誌へと常に刷新を心掛けること。同時に、より多くの市民に発信するため、スマートフォンへの配信を充実させるほか、広報・広聴活動にSNSなど多様なメディアを積極的に活用すること。
- (13) No.23「窓口サービスの向上」では、急増する高齢者の多様な相談に対応できる窓口を更に充実するとともに、妊娠・出産・子育て世代の切れ目のない支援を行うため早期に「子育て世代包括支援センター」を設置し、既存の類似相談の統合・連携を強化すること。

以上

5 坂戸市行政改革推進審議会委員名簿

(敬称略)

	選出区分	団体等	氏名	備考
1	市民の代表者	市民記者	飯田 康夫	会長
2	〃	行政経験者	大澤 雄一	
3	市内企業の代表者	武蔵野銀行坂戸支店	桑原 秀恵	
4	〃	坂戸市商工会会員	野口 達雄	
5	〃	富士見工業団地工業会	原田 正明	
6	学識経験者	城西大学	大水 善寛	職務代理
7	〃	女子栄養大学	杉山 成二	
8	公募委員		村田 千鶴	
9	〃		鹿山 辰雄	

6 坂戸市行政改革推進本部設置規程

坂戸市行政改革推進本部設置規程

平成11年7月1日

坂戸市訓令第6号

(設置)

第1条 本市における行政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営を確立するため、坂戸市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革大綱の進行管理に関すること。
- (3) その他行財政運営改善の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、総合政策部長、総務部長、市民健康部長、福祉部長、環境産業部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育部長及び監査委員事務局長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部の下に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部の会議に付議すべき事案を検討、調整する。

3 幹事長には、総合政策部長をもって充てる。

4 幹事は、総合政策部次長、総務部次長、市民健康部次長、福祉部次長、環境産業部次長、都市整備部次長、教育委員会事務局次長及び政策企画課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。

6 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(推進部会)

第7条 本部の下に推進部会を置く。

2 推進部会は、各部・局の所掌事務に関し、行政改革の方策を検討し、その推進を図る。

3 推進部会の名称、部会長及び部会員は、次のとおりとする。

名称	部会長	部会員
総合政策推進部会	総合政策部次長	総合政策部に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者
総務推進部会	総務部次長	総務部に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者及び議会事務局の次長又は副課長のうちから市長が指名する者
市民健康推進部会	市民健康部次長	市民健康部に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者
福祉推進部会	福祉部次長	福祉部に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者
環境産業推進部会	環境産業部次長	環境産業部に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者及び農業委員会事務局の次長又は副課長のうちから市長が指名する者
都市整備推進部会	都市整備部次長	都市整備部に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者
教育推進部会	教育委員会事務局次長	教育委員会事務局に属する課等の課長又は副課長相当職の者のうちから市長が指名する者並びに中央公民館及び図書館の館長又は副館長のうちから市長が指名する者

4 推進部会の会議は、必要に応じて各部会長が招集し、部会長が議長となる。
(専門部会)

第8条 本部は、必要があると認めるときは、幹事会の下に専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、前条に規定する推進部会のうち2以上の部会に関係する事項又は全庁的な取組みが必要な事項について調査及び検討し、幹事会へ提言を行う。

3 専門部会の部会員数は10人以内とし、その選出は本部長が行う。

4 専門部会に会長及び副会長を置き、部会員の互選により、これを定める。

5 専門部会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 本部、幹事会及び専門部会の庶務は総合政策部政策企画課において処理する。

2 推進部会の庶務は、第7条第3項に定める区分に応じ、各部会ごとに処理するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年訓令第5号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成13年訓令第8号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第7号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年訓令第10号）

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第15号）

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第10号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第7号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年訓令第3号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

6 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項

総行経第29号

平成27年8月28日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

} 殿

総務大臣 山本 早苗
(公 印 省 略)

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について

地方公共団体においては、人口減少・高齢化の進行、行政需要の多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められております。

国・地方を通じた厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、ICTの徹底的な活用や、民間委託等の推進などによる更なる業務改革の推進が必要です。

このため、今般、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、総務省において別添のとおり「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」を策定いたしました。

各地方公共団体におかれましては、この留意事項を参考として、積極的に業務改革に努められますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村議会議長に対しても、本通知について周知していただくとともに、適切な御助言をお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

地方行政サービス改革の推進に関する留意事項

平成27年8月28日

総務省

人口減少・高齢化が進行し、地方財政も依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体は、衆議院及び参議院両院における「地方分権の推進に関する決議」以来、20年にわたる第1次・第2次地方分権改革による成果を活用し、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備など多様化し増大する住民ニーズに的確に対応することが求められている。

これまでも、地方公共団体においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）や「電子自治体の取組みを加速するための10の指針」（平成26年3月24日総務省自治行政局地域情報政策室）等に基づき積極的に行政改革等に取り組み、事務・事業の民間委託、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング、指定管理者制度の活用等、その取組は着実に進展してきた。また、近年、窓口業務のアウトソーシングなどの新たな取組も見られるほか、クラウド導入市区町村の数も550団体に上っている。（平成26年4月1日現在）

しかしながら、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まってきている一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためにはより一層の取組が必要となっている。

また、民間事業者の提供するサービスが日々進化をとげている中で、地方公共団体においてもクラウド化等の取組が推進され、システムコストの圧縮等が進められているほか、住民の利便性向上のための総合窓口やコンビニにおける証明書交付、社会保障・税番号制度の導入など、行政事務や行政サービスにおけるICTの役割は今後ますます高まるものと考えられる。

これらの状況を踏まえれば、今後、地方公共団体においては、BPR (Business Process Re-engineering) の手法及びICTを徹底的に活用して業務の標準化・効率化に努めるとともに、民間委託等の積極的な活用等による更なる業務改革の推進が必要であり、そこで捻出された人的資源を公務員が自ら対応すべき分野に集中することが肝要である。

このため、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下「基本方針2015」という。）等を受け、以下に地方行政サービス改革を推進するに当たっての留意事項を示し、これを参考として、各地方公共団体においてより積極的な業務改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するものである。

第1 地方行政サービス改革の推進に関する主要事項について

1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進

(1) 民間委託等の推進

- ① 定型的業務や給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施すること。特に、職務内容が民間と同種又は類似したものである業務であって、民間委託の進んでいない分野については、重点的に点検を実施すること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況や民間の受託提案などを参考にしつつ、業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施などスケールメリットが生じるよう事務の総量を確保するなどの工夫を行い、委託の可能性について検証すること。特に、臨機応変な指示が必要な業務であっても、仕様書の詳細化や、指示が必要な業務と定型的な業務を切り分けるなどの工夫を行うこと等により、委託の可能性を検証すること。

なお、定型的業務や庶務業務以外の事務事業についても、先日、各地方公共団体における民間委託の取組状況を取りまとめ、「地方自治体の業務改革に関する取組状況に関する調査結果について」（平成27年7月27日総行経第23号、総行情第44号）によりその結果を報告したところであり、総点検の参考とすること。

- ③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。
- ④ 委託先の事業者が労働法令を遵守することは当然であり、委託先の選定に当たっても、その事業者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- ⑤ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

(2) 指定管理者制度等の活用

- ① 公の施設については、今後、各地方公共団体による策定が見込まれる公共施設等総合管理計画も踏まえつつ、既に指定管理者制度を導入している施設を含め、その管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的な運営に努めること。
- ② その際、先行的に取組を行っている団体の状況等を参考にしつつ、例

えば、複数施設の一括指定など、スケールメリットを活かすことで指定管理者の裁量を増大させる取組や、公募前対話の導入等により民間事業者の参入機会を増やす取組など、指定管理者が参入しやすくなるような環境整備も含め検証すること。

また、その施策目的等から直営を選択している場合であっても、窓口業務や貸室業務、施設・設備管理といった業務について部分的に指定管理者制度を導入する等、幅広い視点からその管理のあり方について検証すること。

- ③ また、「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日総行経第38号）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

（3）地方独立行政法人制度の活用

- ① 地方独立行政法人制度の活用にあたっては、まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性を十分に検討すること。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に活用を検討すること。
- ② なお、公の施設のうち、博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館については、地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第298号）において、これらの施設の設置及び管理が地方独立行政法人の業務範囲に追加されたことに留意すること。
- ③ 地方独立行政法人についても、地方公共団体同様、適正かつ効率的にその業務を運営することが必要であり、民間のノウハウの活用など、適切な対応が望まれること。

（4）BPRの手法やICTを活用した業務の見直し（特に窓口業務の見直し及び庶務業務の集約化）

安定的かつ持続的に行政サービスを提供していくためには、限られた行政資源を効率的・効果的に活用する行政運営が必要であり、このため、事務事業全般にわたって、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じた業務の効率化を図ること。特に、住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しについては、以下の事項に留意しつつ、重点的に行うことが必要であること。

なお、総合窓口の導入・窓口業務のアウトソーシング、庶務業務の集約化の推進等を念頭に、基本方針2015において「窓口業務のアウトソ

ーシングなど汎用性のある先進的な改革に取り組む市町村数を2020年度（平成32年度）までに倍増させる」とする成果指標が掲げられたことを踏まえ、総務省としては、BPRの手法を活用しながら、民間企業との協力の下、これらに一体的に取り組む市区町村を支援する「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、これらを推進するための予算について平成28年度概算要求に向け検討を行っていること。

- ① 窓口業務は、住民サービス提供の最前線である。社会保障・税番号制度の導入等を踏まえ、BPRの手法やICTを活用しつつ、コンビニにおける各種証明書の交付など、行政手続のオープン化・アウトソーシングによる利用者の機会費用の削減・窓口の混雑緩和等、住民の利便性向上につながるよう業務方法の見直しを行うこと。

個人番号カードを利用したコンビニ交付については、住民における証明書の取得に要する時間など、社会的コストを削減する効果があるとともに、土日祝日を含め早朝から夜まで（6:30～23:00）の取得が可能になることによる利便性の向上、また市区町村における証明書の交付に要する行政コストを削減する効果があることから、導入について積極的に検討すること。

また、住民異動、戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険・介護保険等の受付等、従来、別々の窓口で行ってきた事務手続について、縦割を廃し、原則1ヶ所の窓口にてワンストップ対応を行う「総合窓口」の取組について、待ち時間の短縮など住民の利便性向上につながる取組であることから、先行事例を参考にしつつ、積極的に検討すること。

なお、その際、単に各窓口事務を集約するのではなく、業務フローの見直しを行い、受付・引渡し・入力業務等については、積極的に民間委託等を活用し、業務の効率化を図ること。

社会保障・税番号制度の導入に伴い整備される宛名システムを活用し、当該システムを介在して住基担当部局、福祉担当部局等との間で庁内連携を行い必要な情報をやり取りすることにより、窓口を総合窓口として一元化し、抽出された情報を総合窓口で待つ住民に提供する対応も可能となる。このような事務フローを整え、手続時間の短縮及び添付書類の削減を伴うワンストップサービスを実現することによって、住民サービスの向上及び手続漏れの防止、事務の効率化及び正確性の向上、効率的な業務手順の構築及びマニュアルの整備が可能となるなどの効果が期待できるものであること。

また、窓口業務の民間委託を行うにあたっては、「住民基本台帳関係の事務等にかかる市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」（平成20年3月31日総行市第75号、総行

自第38号、総税企第54号)の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

- ② 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の庶務業務について、システムを活用し職員が発生源入力を行うことにより、各部局の中間経由業務の廃止や審査確認等の担当部局を1ヶ所に集約するなどの業務の再構築を行い、効率的な体制で執行を行うこと。その際、集約化した業務について、積極的に民間委託等を検討すること。

また、既に導入がなされている地方公共団体も含め、システム導入・更新にかかる費用対効果も勘案しつつ、できる限り多くの事務を対象とし、対象職員の範囲についても、首長部局にとどまらず行政委員会事務局や教職員等も含めるなど、スケールメリットを活かした効率性を追求すること。

なお、規模の小さな地方公共団体においては、総務事務センターのような部署を新設するのではなく、総務課等に審査確認等の機能を集約することで対応が可能であり、庶務業務システムの導入・更新等に併せて検討を行うこと。また、自治体クラウド導入の際には同一の庶務業務システムを活用することが容易になることから、団体を越えた業務の集約化について検討を行うこと。

2 自治体情報システムのクラウド化の拡大

- (1) ICT化については、基本方針2015において、「地方公共団体においても業務の簡素化・標準化、及びそれらと併せた自治体クラウドの積極的展開など、業務改革の抜本的な取組を加速化し、行政コスト低減を図る」こととされており、ICT化と業務改革を同時・一体的に推進することが重要であること。あわせて、情報セキュリティの確保にも十分留意する必要があること。
- (2) その点、複数地方公共団体共同でのクラウド化である「自治体クラウド」については、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から有効な取組であることから、その積極的な導入について検討すること。
- (3) その際、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)において、「2017年度までを集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する(自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す。)」こととされ、また、「地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド

未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める」とこととされていることに留意すること。

- (4) 自治体クラウド導入の取組に当たっては、それぞれの地方公共団体が自らの情報システムの形態やコストの現状について正しく認識するとともに、自治体クラウドを導入する場合としない場合のコストシミュレーション比較や投資対効果試算を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上や災害時の業務継続性等についても考慮すること。

なお、今後、更に効率的・効果的な自治体クラウドを加速するため、「eガバメント閣僚会議 国・地方IT化・BPR推進チーム第一次報告」（平成27年6月29日国・地方IT化・BPR推進チーム）を踏まえ、内閣情報通信政策監（政府CIO）の知見を加えて、自治体クラウドによる運用コスト削減や業務改革等、取組事例（全国で54グループ）の効果分析を行い、その成果を踏まえ、地方公共団体に対して、必要な助言・情報提供等の支援を行うこととしている。

3 公営企業・第三セクター等の経営健全化

(1) 公営企業

公営企業が住民生活に密着したサービスの提供を将来にわたり安定的に継続するために、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号）の内容を踏まえ、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づく経営基盤強化等に取り組むこと。また、経営の効率化等の観点から、地域の実情を踏まえ、広域化や民間連携等に積極的に取り組むこと。

さらに、これまで以上に、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等に対して分かりやすく説明を行うために、当面、各水道事業（簡易水道事業を含む）及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を進めていく予定であること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

(2) 第三セクター等

「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日総財公第101号）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日総財公第102号）の内容を踏まえ、自らが関係する第三セクター等について、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で抜本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むこと。また、健全な経営を前提に、公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等の長所を踏まえ、地域の元気を創造するための活用に適切に取り組むこと。

その際、今後、総務省が公表する予定の先行事例を参考にしつつ、各第三セクター等の実情も踏まえ、積極的に検討すること。

4 地方自治体の財政マネジメントの強化

(1) 公共施設等総合管理計画の策定促進

「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（平成26年4月22日総財務第75号）の内容を踏まえ、平成28年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定すること。

計画の策定にあたっては、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となるよう努めること。

(2) 統一的な基準による地方公会計の整備促進

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日総財務第14号）及び「統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」（平成27年1月23日総財務第15号）の内容を踏まえ、原則として平成27年度から29年度までの3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用すること。

(3) 公営企業会計の適用の推進

「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日総財公第18号）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日総財公第19号）の内容を踏まえ、平成27年度から31年度までの5年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地

方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行すること。公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表、固定資産台帳を整備することを通じ、自らの経営や資産等を正確に把握することで、より計画的な経営基盤・財政マネジメントの強化に努めること。

5 PPP／PFIの拡大

(1) 「PPP／PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP／PFI事業の円滑な実施の促進に努めていただきたいこと。

なお、地方財政措置については、地方公共団体がPPP／PFIを導入しても不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフットィングを図る）ことを基本としている。

(2) 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP／PFIの積極的な活用の検討に努めるとともに、統一的な基準による地方公会計の整備及び公営企業会計の適用の推進により、取得年月日や取得金額・耐用年数等が記載された固定資産台帳を整備・公表することで、民間事業者に対して十分な情報提供を行い、PPP／PFI事業への参入促進が図られるように努めること。

第2 地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表について

基本方針2015において「業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で開示する」とされたことを踏まえ、地方公共団体が質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供し、地方行政サービス改革を推進する観点から、民間委託、指定管理者制度、庶務業務の集約化、クラウド化等の推進等の取組について、総務省においては、各地方公共団体における取組状況・方針を統一した様式で整理・公表する「取組状況・方針の見える化」を実施するとともに、その取組状況等について「比較可能な形で公表」することを予定しているものであること。

その実施の詳細については別途通知によるものであること。

第3 総務省における推進方針

国・地方を通じて質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供することが必要であり、総務省においては、地方行政サービス改革を積極的に推進する観点から、その推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うものであること。

また、第2において実施することとしている、地方行政サービス改革に関する「取組状況・方針の見える化」及び「比較可能な形での公表」については、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものであること。

今般の地方行政サービス改革に関する取組については、窓口業務の見直しなど市区町村の取組が中心となるものもあるが、各都道府県においても同様に、市区町村の行政運営に資する観点から、都道府県内市区町村の業務の効率化に関する取組状況等についてフォローアップを実施するとともに、適切に助言を行うこと。

第5次坂戸市行政改革大綱
行政改革後期アクションプラン

平成29年3月

坂戸市総合政策部政策企画課

〒350-0292

坂戸市千代田1-1-1

☎049-283-1331

